

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年8月10日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	第1	1	(6)			事業用地及び現地条件	8月中旬に事業用地の現地調査は実施可能でしょうか。工事設計のため、本事業に関連する既存施設(消化ガス、温水、既存発電設備など)の現地調査をご計画ご検討ください。	現地調査は実施しません。補足資料において、事業に関する写真データを提供します。
2	22	第2	2	(3)			近接工事に伴う協議	<p>土建設計に与える影響が大きいと考えられるため、JR東日本、及び東京モノレールとの事前協議を、提案書提出前に実施させてください。</p> <p>実施方針のご質問回答では、これらの協議は、基本協定締結後に行うとされていましたが、要求水準にご提示いただいたJR東日本の近接工事設計施工マニュアルに現場状況が当てはまらないため、確実な工事設計することができません。</p> <p>もしくは、事前協議が不可能であった場合で、基本協定締結後に近接工事協議を実施した結果、提案時に予期することができない状態で設計に変更が必要となったときは、設計・建設契約書第38条1(5)を適用し、局と協議可能な建付けとしていただけませんか。</p>	<p>事業提案書提出前の東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との事前協議については不可とします。</p> <p>近接工事に伴う協議により、事業提案時に予期することができず、設計変更が必要となった場合には、設計・建設契約に従って対応します。</p>